第十六条に次の一項を加える。

６　第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

第二章第三節の節名中「電気通信事業者」を「電気通信事業者等」に改める。

第十九条の見出し中「契約約款」を「届出契約約款」に改め、同条第一項中「除く」の下に「。第三項及び第二十五条第二項において同じ」を加え、同条第二項中「届け出た契約約款」の下に「（以下「届出契約約款」という。）」を、「ときは、」の下に「当該届出をした」を加え、「提供する当該」を「提供する」に、「当該契約約款」を「当該届出契約約款」に改め、同条第三項中「第一項の規定により契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款」を「次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出契約約款に定める料金その他の提供条件」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　次項の規定により届出契約約款に定める当該基礎的電気通信役務の料金を減免する場合

二　当該基礎的電気通信役務（第二号基礎的電気通信役務に限る。）の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

第十九条第四項中「第一項の規定により届け出た契約約款」を「届出契約約款」に改める。

第二十条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第二項中「含む」の下に「。次項、次条第二項及び第百八十八条第二号において同じ」を加え、同条第三項中「次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「ときは、」の下に「当該届出をした」を加え、「提供する当該」を「提供する」に改め、同条第四項中「する。」」を「する」に、「。」とする」を「」とする」に改め、同条第五項中「当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　次項の規定により保障契約約款に定める当該指定電気通信役務の料金を減免する場合

二　当該指定電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合

第二十一条第二項中「電気通信事業者は、」の下に「その提供する」を加え、「（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第五項中「第十九条第一項の規定により届け出た契約約款」を「届出契約約款」に改める。

第二十三条の見出し中「契約約款」を「届出契約約款」に改め、同条第一項中「第十九条第一項又は第二十条第一項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た契約約款」を「届出契約約款若しくは保障契約約款」に改める。

第二十四条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第二十五条第一項中「基礎的電気通信役務」を「第一号基礎的電気通信役務」に改め、「おける」の下に「当該」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該第二号基礎的電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合を除き、正当な理由がなければ、その業務区域における届出契約約款に定める料金その他の提供条件による当該第二号基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

第二十六条の二第一項中「及び次条」を「並びに次条第一項及び第五項」に改める。

第二十六条の三第一項中「第二十七条の二第一号」を「第二十七条の二（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「同号」を「第二十七条の二」に改め、同条第三項及び第四項中「利用者」を「当該契約の解除をした者」に改める。

第二十七条の三第二項第一号中「次号」の下に「、第二十七条の十二」を、「第二十九条第二項」の下に「、第三十九条の三第二項」を、「第七十三条の四」の下に「、第百二十一条第二項」を加える。

第二十七条の四の次に次の八条を加える。

（特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定）

第二十七条の五　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一　通信の秘密に該当する情報

二　利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

（情報取扱規程）

第二十七条の六　前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

一　特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二　特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三　第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四　第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五　その他総務省令で定める事項

２　前条の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

（情報取扱規程の変更命令等）

第二十七条の七　総務大臣は、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者が前条各項の規定により届け出た情報取扱規程を変更すべきことを命ずることができる。

２　総務大臣は、第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者が情報取扱規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、利用者の利益を保護するために必要な限度において、情報取扱規程を遵守すべきことを命ずることができる。

（情報取扱方針）

第二十七条の八　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

一　取得する特定利用者情報の内容に関する事項

二　特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三　特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四　利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五　その他総務省令で定める事項

２　第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、情報取扱方針を変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。